

件名	自家栽培自家消費農作物の簡易放射能測定予約の開始について	部課名	産業観光部 商工振興課 内線 401
----	------------------------------	-----	--------------------

経緯	報告事項
----	------

消費者庁・国民生活センターより測定機器の貸与を受け、身近な自家消費農作物の安全・安心に寄与するため、市民の皆さんの持ち込みによる自家栽培自家消費農作物の放射性物質検査を実施し、検査結果を公表いたします。

貸与機器



GDM-12

貸出機関 消費者庁・国民生活センター
貸与品 ヨウ化ナトリウム NaI (TI)シンチレーション検出器、測定ソフト入りPCなど
貸与期間 平成25年3月31日まで
検査実施機関 富士吉田市商工振興課
検査機器設置場所 富士吉田商工会議所3階
根拠法令等 食品中の放射性セシウムスクリーニング法（厚生労働省）
市自家消費農作物等の放射性物質検査事務取扱要領（富士吉田市）
放射性物質検査機器の貸与等実施要領（国民生活センター）
対象者 市内在住の人（事業者を除く）で1世帯あたり1日1検体
検査費用 無料
検査対象作物 加工・調理をしていなく、かつ腐敗していない、単一の品目の農作物で、以下のものに限ります。（原則1kg以上の可食部が必要です。）
（1）個人で消費するために、個人の所有または管理する土地などで自家栽培採取した自家消費農作物
（2）検査できないもの
スーパーなどで購入した食品、土壌（消費者庁による機器の貸与の目的が食品などの安心・安全のため）、飲料水、牛乳・乳製品、林野雑産物（山菜、山野草、木の実、きのこ、薬草、あけびなど）、個人が調理・加工した食品（ただし、大豆など自家農作物を乾燥させただけのものは検査可能です）
検査項目 放射性セシウム（セシウム134とセシウム137の合計値）
予約受付開始日 11月1日（木）～ 受付電話番号 22-1111 内線 405
検体の持ち込み 予約時に指定された時間に持ち込んでください
結果の公表 市HP上（依頼者には別途通知）